ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

日本はひとつ
しごとプロジェクト

平成 23 年 11 月 25 日
【照会先】
職業安定局
高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課
課　　長　　山 田　雅 彦
主任障害者雇用専門官　田 窪　丈 明
障害者雇用専門官　　鈴 木　良 尚
（代表電話）03-5253-1111（内線）5857、5789
（直通電話）03-3502-6775

平成 23 年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 23 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、社会連帯の理念に基づき、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 1.8%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年６月１日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、当省が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 1.8%）
- 雇用障害者数は 36 万 6,199 人 と過去最高を更新
- 実雇用率は 1.65%
- 法定雇用率達成企業の割合は 45.3%

＜公的機関＞（同 2.1%、都道府県などの教育委員会は 2.0%）
- 国　　：雇用障害者数 6,869 人、実雇用率 2.24%
- 都道府県：雇用障害者数 7,805 人、実雇用率 2.39%
- 市　町　村：雇用障害者数 ２万 3,363 人、実雇用率 2.23%
- 教育委員会：雇用障害者数 １万 2,154 人、実雇用率 1.77%

＜独立行政法人など＞（同 2.1%）
- 雇用障害者数 7,231 人、実雇用率 2.08%

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

（注）平成 22 年７月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等（Ｐ１０～１２参照）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

１　民間企業における雇用状況

○　雇用されている障害者の数、実雇用率

・民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は 366,199.0人で、過去最高となった（仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、359,492.0人となり、前年より4.8%（16,518.5人）増加となる）。

・雇用者のうち、身体障害者は 284,428人、知的障害者は68,747人、精神障害者は13,024人であった。

・実雇用率は、1.65%であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.75%程度となるものと推計される）。
また、法定雇用率達成企業の割合は45.3%であった。

〔総括表１、グラフ(1)、詳細表１(1)・(4)〕

○　企業規模別の状況

・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業で29,345.0人、100～300人未満で70,805.0人、300～500人未満で34,856.0人、500～1,000人未満で44,782.5人、1,000人以上で186,410.5人であった。

・実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 1.65%と比較すると、
→1,000人以上規模企業(1.84%)は上回り、同500～1,000人未満(1.65%)については同等となった。
→300～500人未満規模企業(1.57%)、同100～300人未満(1.40%)、同56～100人未満(1.36%)については下回った。

・法定雇用率達成企業の割合は、56～100人未満規模企業が43.1%、100～300人未満が47.0%、300～500人未満が45.0%、500～1,000人未満が44.3%、1,000人以上が49.8%であった。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表１(2)〕

○　産業別の状況

・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が460.5人、「鉱業、採石業、砂利採取業」が130.0人、「建設業」が8,886.5人、「製造業」が116,663.5人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が4,181.0人、「情報通信業」

が17,466.5人、「運輸業、郵便業」が23,526.5人、「卸売業、小売業」が53,001.0人、「金融業、保険業」が20,880.5人、「不動産業、物品賃貸業」が4,734.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が8,257.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が9,503.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が10,288.0人、「教育・学習支援業」が5,335.5人、「医療・福祉」が39,076.0人、「複合サービス事業」が11,415.0人、「サービス業」が32,205.5人であった。

・産業別の実雇用率では、「電気・ガス・熱供給・水道業」(1.85%)、「生活関連サービス業,娯楽業」(1.87%)、「医療,福祉」(1.90%)の３業種は法定雇用率を上回っている。

・加えて、「農,林,漁業」(1.71%)、「製造業」(1.77%)、「運輸業,郵便業」(1.69%)、「金融業,保険業」(1.73%)、「複合サービス業」(1.79%)の５業種は、民間企業全体の実雇用率 1.65%を上回っている。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表１(3)〕

○　法定雇用率未達成企業の状況

・平成23年の法定雇用率未達成企業は41,211社。そのうち、不足数が0.5人または１人である企業（１人不足企業）が、63.9%と過半数を占めている。

・また、障害者を１人も雇用していない企業（０人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、61.3%となっている。

〔詳細表１(5)〕

○　特例子会社の状況

・平成23年６月１日現在で特例子会社（※）の認定を受けている企業は319社（前年より36社増）で、雇用されている障害者の数は、16,429.5人であった。

・雇用者のうち、身体障害者は8,168.5人、知的障害者は7,594.5人、精神障害者は666.5人であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

〔詳細表１(7)〕

２　公的機関における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

国の機関に在職している障害者の数は6,869.0人、実雇用率は2.24%であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.36%程度となるものと推計される）。

国の機関は全て達成。

〔総括表２(1)、詳細表２(1)、４(1)〕

⑵ 都道府県の機関（法定雇用率2.1％）

都道府県の機関に在職している障害者の数は7,805.0人、実雇用率は2.39％であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.53％程度となるものと推計される）。

知事部局は全て達成、知事部局以外は110機関中95機関が達成。

【未達成機関】

北海道監査委員事務局、北海道警察本部、宮城県警察本部、福島県警察本部、栃木県警察本部、埼玉県病院局、千葉県病院局、新潟県病院局、新潟県警察本部、山梨県警察本部、名古屋港管理組合、三重県病院事業庁、鳥取県病院局、長崎県病院企業団、大分県病院局

〔総括表２(2)、詳細表２(2)、４(2)・(3)〕

⑶ 市町村の機関（法定雇用率2.1％）

市町村の機関に在職している障害者の数は23,363.0人、実雇用率は2.23％であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.45％程度となるものと推計される）。

2,353機関中1,970機関が達成。

〔総括表２(3)、詳細表２(3)〕

⑷ 都道府県等の教育委員会

2.0％の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は12,154人、実雇用率は1.77％（都道府県教育委員会は1.75％、市町村教育委員会は1.86％）であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると、都道府県教育委員会が1.90％程度、市町村教育委員会が2.04％程度となるものと推計される）。

都道府県教育委員会は47機関中14機関が達成、市町村教育委員会は92機関中80機関が達成。

【未達成の都道府県教育委員会】

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島の教育委員会

〔総括表２(4)、詳細表２(4)、４(4)〕

３　独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.1％）に雇用されている障害者の数は7,231人、実雇用率は2.08％であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.33％程度となるものと推計される）。

独立行政法人等（国立大学法人等を除く）は98法人中85法人が達成、国立大学法人等は90法人中59法人が達成、地方独立行政法人等は100法人中57法人が達成。

〔総括表３、詳細表３、４(5)〕

平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況（総括表）

※　各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

1　民間企業における雇用状況（法定雇用率1．8％）

	①　法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②　障害者の数	③　実雇用率	④　法定雇用率達成企業の数／企業数	⑤達成割合
民間企業	22,260,915.5　人 （ 20,356,456.0　人）	366,199.0　人 （ 342,973.5　人）	1.65　％ （ 1.68　％）	34,102　／ 75,313 （ 33,742　／ 71,830　）	45.3　％ （ 47.0　％）

2　国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2．1％)

	①　法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②　障害者の数	③　実雇用率	④　法定雇用率達成機関の数／機関数	⑤　達成割合
計	305,997.0　人 （ 286,472.0　人）	6,869.0　人 （ 6,552.5　人）	2.24　％ （ 2.29　％）	39　／ 39 （ 38　／ 39　）	100.0　％ （ 97.4　％）
行政機関	277,782.5　人 （ 259,065.0　人）	6,211.5　人 （ 5,926.5　人）	2.24　％ （ 2.29　％）	30　／ 30 （ 30　／ 30　）	100.0　％ （ 100.0　％）
立法機関	3,575.0　人 （ 3,234.0　人）	81.5　人 （ 72.0　人）	2.28　％ （ 2.23　％）	5　／ 5 （ 4　／ 5　）	100.0　％ （ 80.0　％）
司法機関	24,639.5　人 （ 24,173.0　人）	576.0　人 （ 554.0　人）	2.34　％ （ 2.29　％）	4　／ 4 （ 4　／ 4　）	100.0　％ （ 100.0　％）

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2．1％）

	①　法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②　障害者の数	③　実雇用率	④　法定雇用率達成機関の数／機関数	⑤　達成割合
計	326,662.0　人 （ 303,351.0　人）	7,805.0　人 （ 7,598.5　人）	2.39　％ （ 2.50　％）	142　／ 157 （ 148　／ 156　）	90.4　％ （ 94.9　％）
都道府県知事部局	260,148.5　人 （ 246,818.0　人）	6,321.0　人 （ 6,213.5　人）	2.43　％ （ 2.52　％）	47　／ 47 （ 47　／ 47　）	100.0　％ （ 100.0　％）
その他の都道府県機関	66,513.5　人 （ 56,533.0　人）	1,484.0　人 （ 1,385.0　人）	2.23　％ （ 2.45　％）	95　／ 110 （ 101　／ 109　）	86.4　％ （ 92.7　％）

(3) 市町村の機関(法定雇用率2．1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,049,375.5 人	23,363.0 人	2.23 %	1,970 / 2,353	83.7 %
	(939,759.0 人)	(22,547.5 人)	(2.40 %)	(2,098 / 2,372)	(88.4 %)

(4) 法定雇用率2．0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2．0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	686,659.5 人	12,154.0 人	1.77 %	94 / 139	67.6 %
	(628,850.0 人)	(11,212.0 人)	(1.78 %)	(79 / 130)	(60.8 %)
都道府県教育委員会	585,104.0 人	10,266.5 人	1.75 %	14 / 47	29.8 %
	(536,943.0 人)	(9,487.0 人)	(1.77 %)	(13 / 47)	(27.7 %)
市町村教育委員会	101,555.5 人	1,887.5 人	1.86 %	80 / 92	87.0 %
	(91,907.0 人)	(1,725.0 人)	(1.88 %)	(66 / 83)	(79.5 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2．1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	347,228.0 人	7,231.0 人	2.08 %	201 / 288	69.8 %
	(295,944.0 人)	(6,639.0 人)	(2.24 %)	(202 / 270)	(74.8 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	174,269.5 人	3,865.5 人	2.22 %	85 / 98	86.7 %
	(156,311.0 人)	(3,675.5 人)	(2.35 %)	(82 / 98)	(83.7 %)
国立大学法人等	132,188.5 人	2,691.0 人	2.04 %	59 / 90	65.6 %
	(109,291.0 人)	(2,389.5 人)	(2.19 %)	(70 / 90)	(77.8 %)
地方独立行政法人等	40,770.0 人	674.5 人	1.65 %	57 / 100	57.0 %
	(30,342.0 人)	(574.0 人)	(1.89 %)	(50 / 82)	(61.0 %)

注 1 １及び３の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ２の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、１人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 （ ）内は、平成22年６月１日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年４月１日から実雇用率に算定されることとなった。

6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況（グラフ）

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

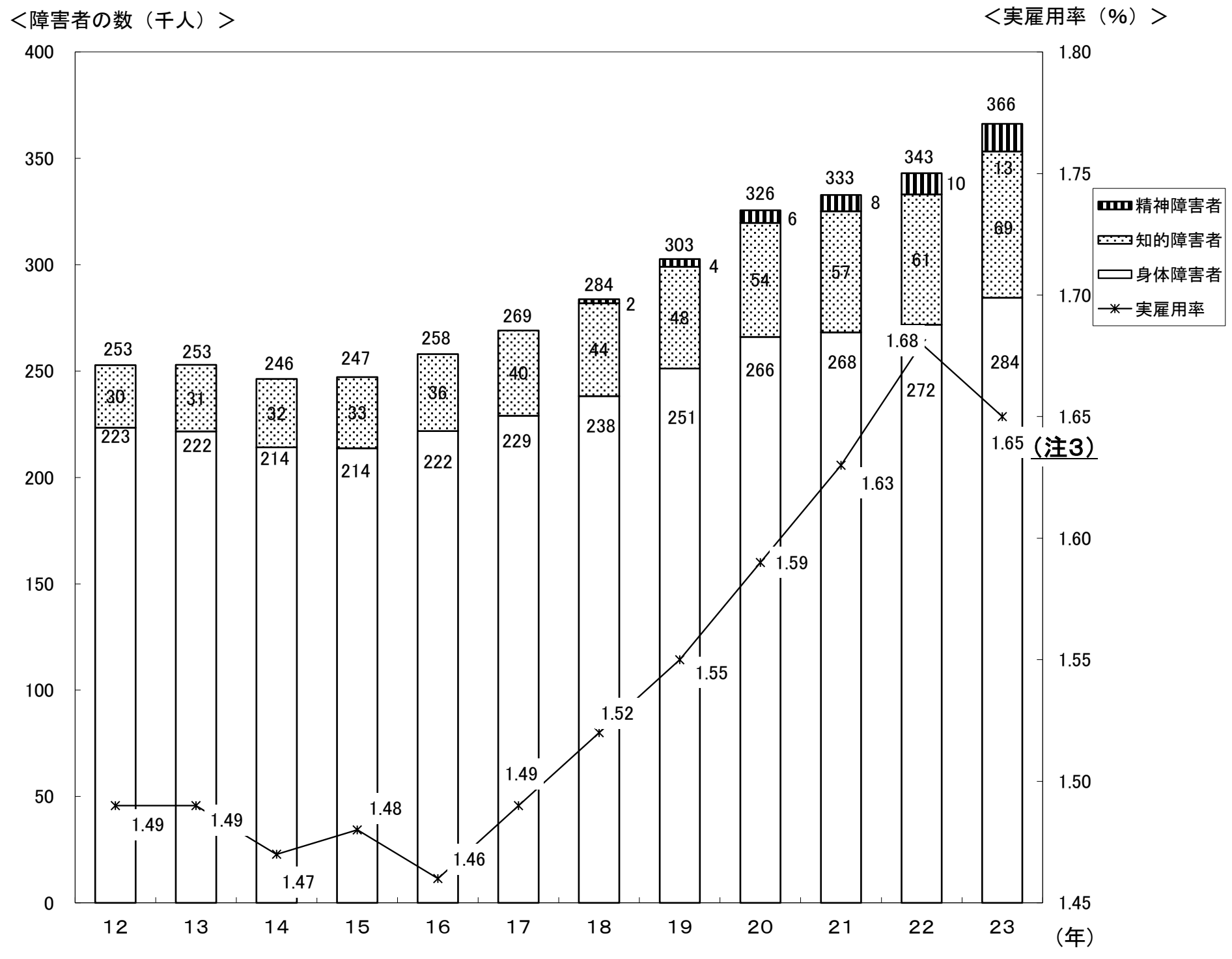

＜法定雇用率＞

1.8%

注１：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

注２：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成１７年度まで
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成１８年度以降
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成２３年度以降
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者
- （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

注3：平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(2) 企業規模別実雇用率

各年６月１日現在

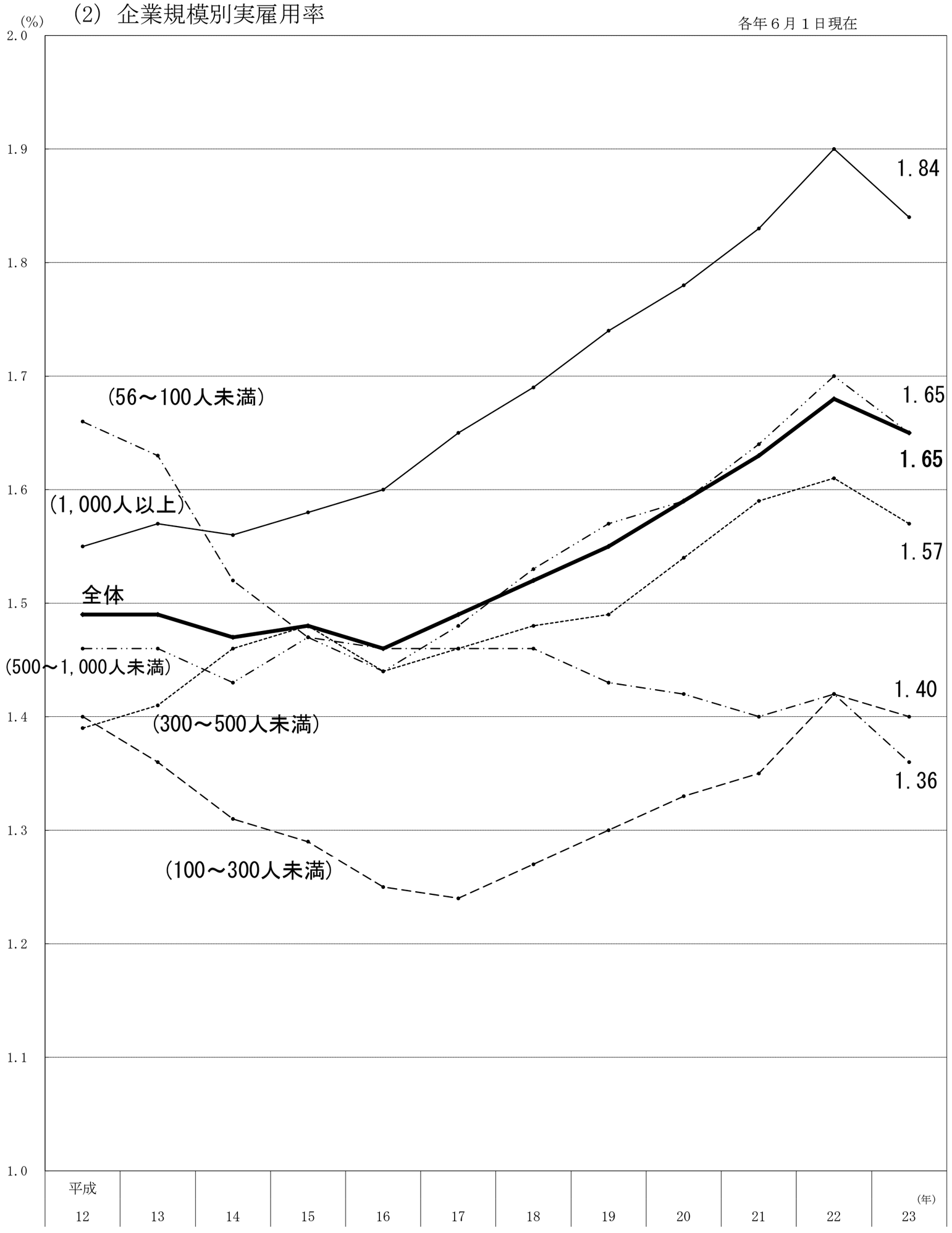

(3) 企業規模別達成企業割合

各年６月１日現在

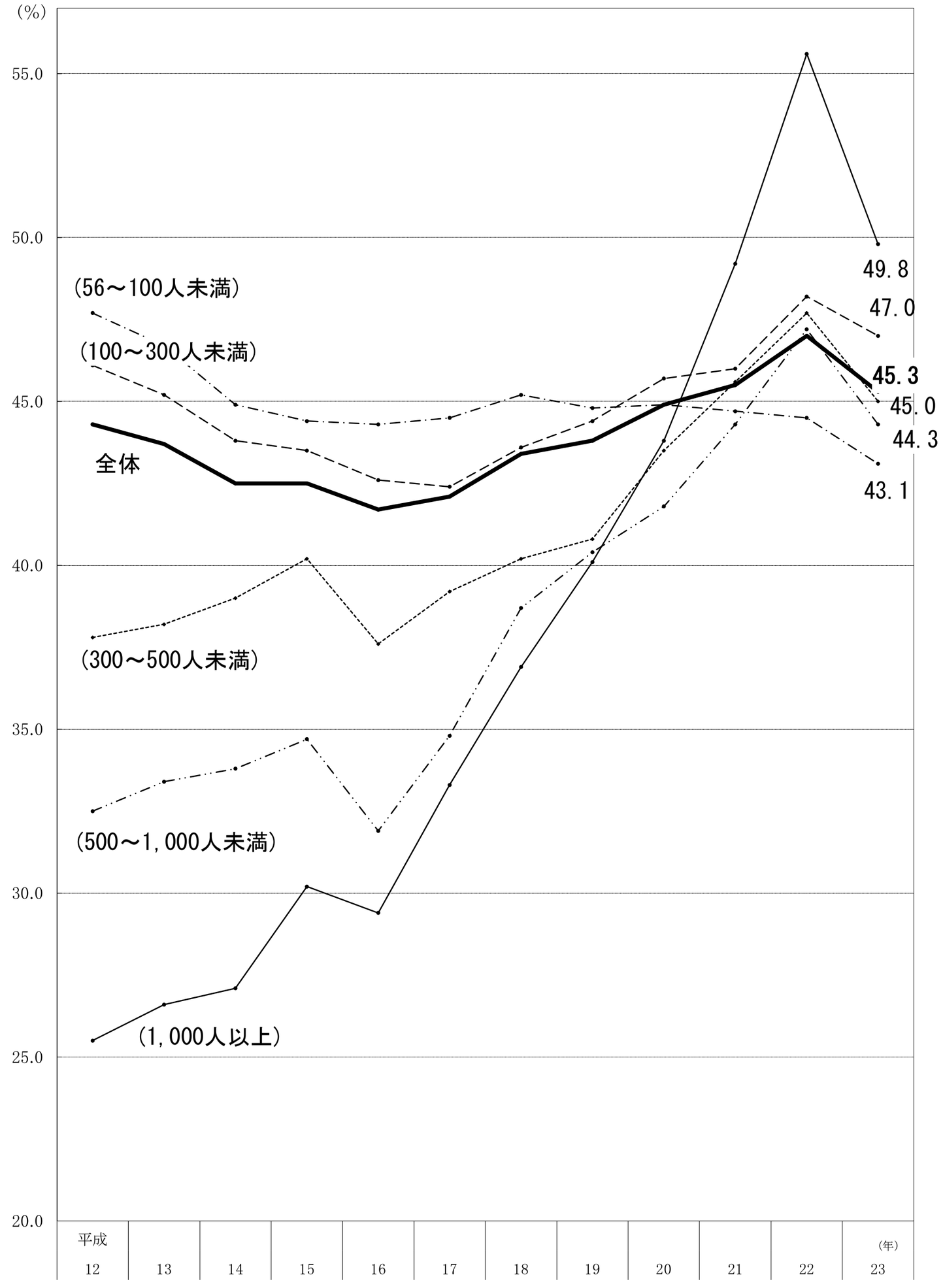

注：平成２２年７月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(4)産業別実雇用率

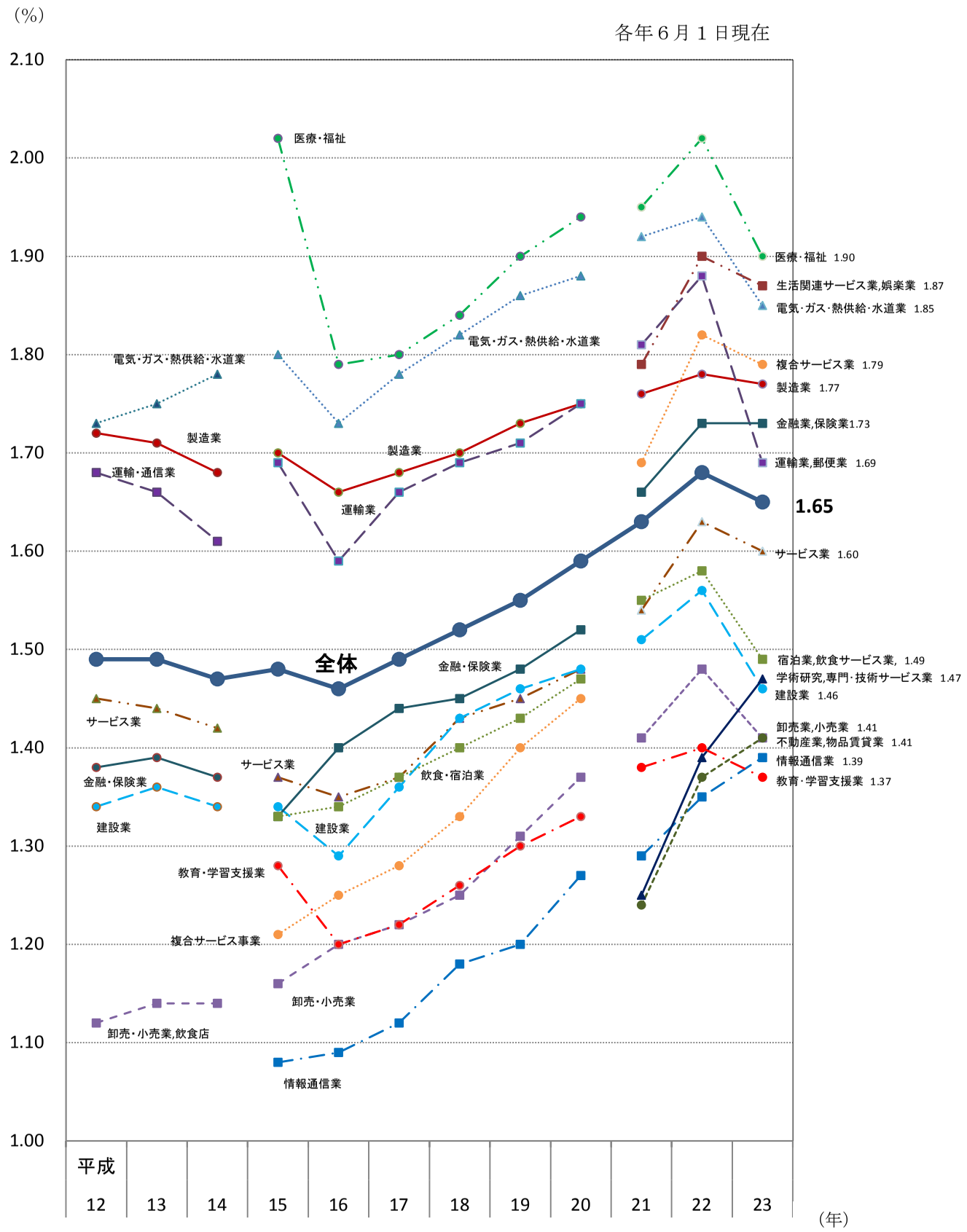

注１　グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
　２　平成15年及び平成21年より産業分類が変更になっている。
３　平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(5)産業別達成企業割合

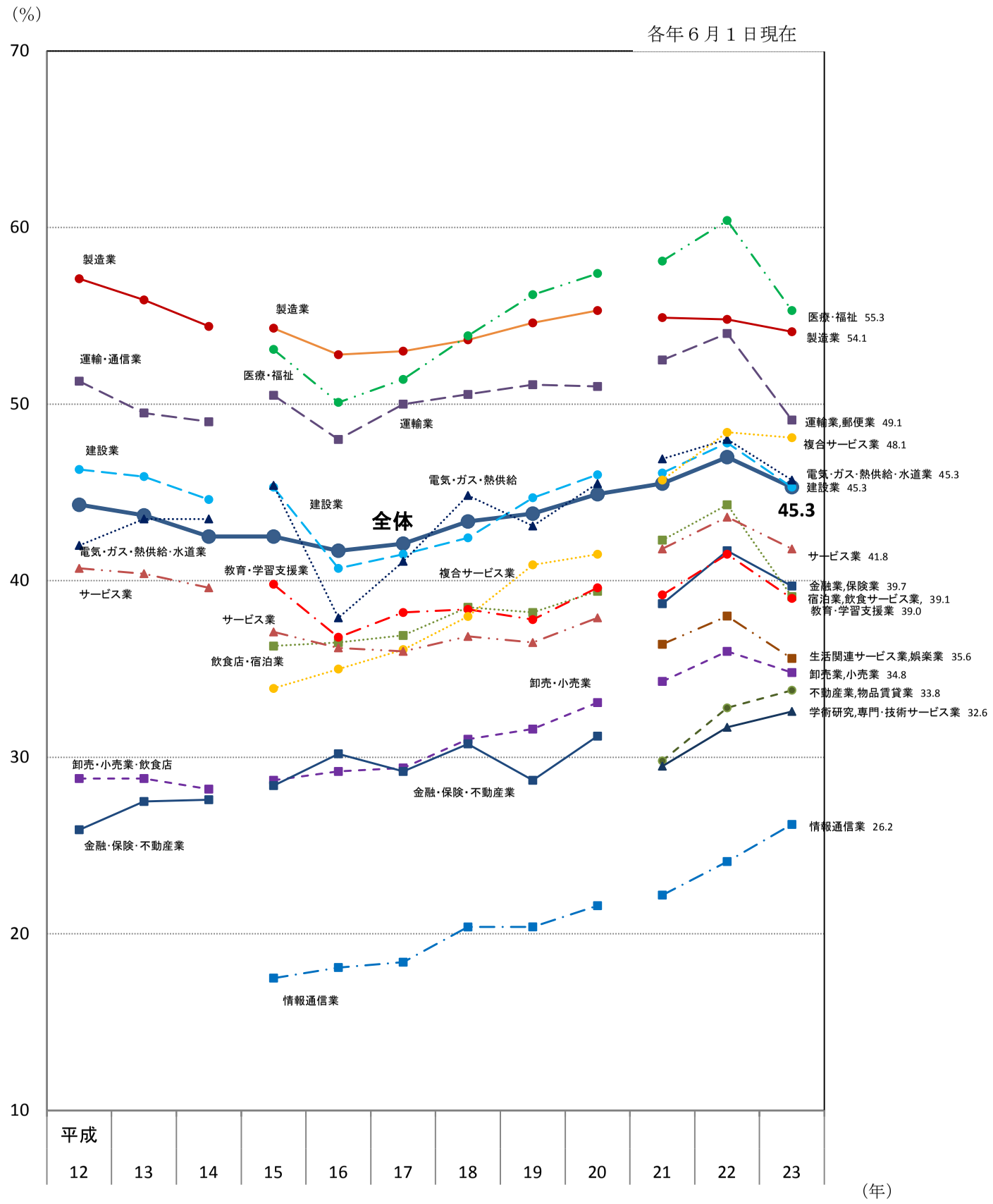

注 (4)の図と同じ。

◎　法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○　民間企業　……
- 一般の民間企業　……　１．８％
  （５６人以上規模の企業）
- 特殊法人等　……　２．１％
  （労働者数４８人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等）

○　国、地方公共団体　……　２．１％
（４８人以上規模の機関）

○　都道府県等の教育委員会　……　２．０％
（５０人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって１人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※　特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者については、その１人の雇用をもって、２人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満の労働者）については、１人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

※　なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している（除外率制度についてはＰ１１参照）。

◎　障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

○　障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成２２年７月１日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間２０時間以上３０時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを０．５カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の改正点

○　＝　１カウント
◎　＝　２カウント
△　＝　0.5カウント

○　障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成２２年７月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間２０時間以上３０時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを０．５カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5}$$

今回の改正点

法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）※※

＝（労働者※の数　＋　短時間労働者の数×0.5　）× 1.8%

※　「労働者」には短時間労働者は含まれていない

※※　小数点以下は切捨て

◎　除外率制度について

○　民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成１４年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成２２年７月１日から、すべての除外率設定業種について、除外率を１０％ポイントずつ引き下げている。

（前回の除外率引き下げは平成１６年４月１日）

○　国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成１６年４月１日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成２２年７月１日から当該除外率を一律１０％引き下げている。

◎　民間企業における除外率の改正状況

○　各除外率設定業種において平成２２年７月１日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業　　・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。）	5% → 0%	
・その他の運輸に附帯するサービス業（通関業、海運仲立業を除く。） ・電気業　　・郵便局	10% → 0%	
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）　　・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業　　・航空運輸業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	15% → 5%	
・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） ・その他の鉱業　　・採石業、砂・砂利・玉石採取業　　・水運業	20% → 10%	
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	25% → 15%	
・建設業　　・鉄鋼業　　・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む。）	30% → 20%	
・港湾運送業	35% → 25%	
・鉄道業　　・医療業　　・高等教育機関	40% → 30%	
・林業（狩猟業を除く。）	45% → 35%	
・金属鉱業　　・児童福祉事業	50% → 40%	
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	55% → 45%	
・石炭・亜炭鉱業	60% → 50%	
・道路旅客運送業　　・小学校	65% → 55%	
・幼稚園	70% → 60%	
・船員等による船舶運航等の事業	90% → 80%	

◎　障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

雇用状況報告（毎年６月１日の状況）　（障害者雇用促進法 第43条第７項）

↓

雇入れ計画作成命令（２年計画）　翌年１月を始期とする２年間の計画（※）を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出（同法第46条第１項）

↓

雇入れ計画の適正実施勧告　計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画１年目12月）（同法第46条第６項）

↓

特　別　指　導　雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施（計画期間終了後に９か月間）

↓

企 業 名 の 公 表　（同法第47条）

不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

○　平成２２年度の実績

＊「雇入れ計画作成命令」の発出　　３０２社

＊　雇入れ計画の「適正実施勧告」　　１４１社

＊「特別指導」の実施　　９０社

○　雇入れ計画を実施中の企業　　１，０６６社（２２年度末現在）

○　企業名の公表

平成３年度　４社、15年度　１社、16年度　１社、17年度　２社、18年度　２社、19年度　３社（うち１社は再公表）、20年度　４社、21年度　７社（うち１社は再公表）、22年度　６社（うち２社は再公表）

※平成24年１月１日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は３年間から２年間に短縮している。

平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

＜目次＞

１　民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）

(1) 概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

(2) 企業規模別の雇用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(3) 産業別の雇用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

(4) 民間企業における雇用状況の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数 ・・・・・・・・・ 22

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

(7) 特例子会社の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

２　国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率 2.1%） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

(2) 都道府県の機関（法定雇用率 2.1%） ・・・・・・・・・・・・・・・ 26

(3) 市町村の機関（法定雇用率 2.1%） ・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会
（法定雇用率2.0%）・・ 28

３　独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.1%）・・・・・・・・・ 29

４　公的機関の各機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率 2.1%）・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率 2.1%）・・・・・・・・・・・ 31

(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率 2.1%）・・・・・・・・・ 32

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率 2.0%）・・・・・・・・・・ 34

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率 2.1%）・・・・・・・・・・・・ 35

1　民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8%）

※　各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E.　計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
民間企業	75,313	22,260,915.5	92,325	8,656	164,200	17,386	366,199.0	31,644.5	1.65	34,102	45.3
	(71,830)	(20,356,456.0)	(88,411)	(6,936)	(157,816)	(2,799)	(342,973.5)	(29,597.0)	(1.68)	(33,742)	(47.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b.　重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.　計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b.　重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.　計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e.　計 c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
民間企業	366,199.0	79,374	6,406	115,318	7,912	284,428.0	20,333	12,951	2,250	37,844	5,502	68,747.0	8,099	11,038	3,972	13,024.0	3,190.5
	342,973.5)	(76,575)	(5,007)	(113,638)	(－)	(271,795.0)	(20,230)	(11,836)	(1,929)	(35,636)	(－)	(61,237.0)	(7,060)	(8,542)	(2,799)	(9,941.5)	(2,307.0)

〔1(1)①表の注〕

注1　②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2　③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3　A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4　F欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5　（　）内は平成22年6月1日現在の数値である。（D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ）
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔1(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 （　）内は平成22年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
規模計	75,313	22,260,915.5	92,325	8,656	164,200	17,386	366,199.0	31,644.5	1.65	34,102	45.3
	(71,830)	(20,356,456.0)	(88,411)	(6,936)	(157,816)	(2,799)	(342,973.5)	(29,597.0)	(1.68)	(33,742)	(47.0)
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
56～100人未満	29,200	2,156,943.0	6,516	942	14,492	1,758	29,345.0	2,138.0	1.36	12,591	43.1
	(27,297)	(2,011,508.0)	(6,414)	(851)	(14,622)	(398)	(28,500.0)	(2,297.0)	(1.42)	(12,138)	(44.5)
100～300人未満	32,620	5,043,862.5	16,091	2,195	34,063	4,730	70,805.0	6,567.5	1.40	15,320	47.0
	(31,696)	(4,769,943.0)	(15,574)	(1,676)	(34,497)	(881)	(67,761.5)	(6,253.5)	(1.42)	(15,281)	(48.2)
300～500人未満	6,248	2,218,378.0	8,540	955	15,948	1,746	34,856.0	3,157.5	1.57	2,814	45.0
	(5,951)	(2,047,775.0)	(8,201)	(794)	(15,561)	(305)	(32,909.5)	(3,036.0)	(1.61)	(2,837)	(47.7)
500～1000人未満	4,206	2,714,946.0	11,478)	1,059	19,810	1,915	44,782.5	3,851.0	1.65	1,864	44.3
	(4,050)	(2,536,554.0)	(11,432)	(834)	(19,395)	(299)	(43,242.5)	(3,641.0)	(1.70)	(1,910)	(47.2)
1,000以上	3,039	10,126,786.0	49,700	3,505	79,887	7,237	186,410.5	15,930.5	1.84	1,513	49.8
	(2,836)	(8,990,676.0)	(46,790)	(2,781)	(73,741)	(916)	(170,560.0)	(14,369.5)	(1.90)	(1,576)	(55.6)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
規模計	366,199.0	79,374	6,406	115,318	7,912	284,428.0	20,333	12,951	2,250	37,844	5,502	68,747.0	8,099	11,038	3,972	13,024.0	3,190.5
	(342,973.5)	(76,575)	(5,007)	(113,638)	(—)	(271,795.0)	(20,230)	(11,836)	(1,929)	(35,636)	(0)	(61,237.0)	(7,060)	(8,542)	(2,799)	(9,941.5)	(2,307.0)
	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人		人	人	人	
56～100人未満	29,345.0	4,760	589	9,403	684	19,854.0		1,756)	353	4,352	694	8,564.0		737	380	927.0	
	(28,500.0)	(4,609)	(480)	(9,352)	(—)	(19,050.0)		(1,805)	(371)	(4,658)	(—)	(8,639.0)		(612)	(398)	(811.0)	
100～300人未満	70,805.0	13,388	1,523	24,266	2,024	53,577.0		2,703	672	7,817	1,566	14,678.0		1,980	1140	2,550.0	
	(67,761.5)	(12,805)	(1,086)	(24,850)	(—)	(51,546.0)		(2,769)	(590)	(8,061)	(—)	(14,189.0)		(1,586)	(881)	(2,026.5)	
300～500人未満	34,856.0	7,492	687	11,385	799	27,455.5		1,048	268	3,465	531	6,094.5		1,098	416	1,306.0	
	(32,909.5)	(7,194)	(564)	(11,285)	(—)	(26,237.0)		(1,007)	(230)	(3,403)	(—)	(5,647.0)		(873)	(305)	(1,025.5)	
500～1000人未満	44,782.5	10,012	780	14,179	929	35,447.5		1,466	279	4,254	553	7,741.5		1,377	433	1,593.5	
	(43,242.5)	(10,136)	(634)	(14,110)	(—)	(35,016.0)		(1,296)	(200)	(4,150)	(—)	(6,942.0)		(1,135)	(299)	(1,284.5)	
1,000以上	186,410.5	43,722	2,827	56,085	3,476	148,094.0		5,978	678	17,956	2,158	31,669.0		5,846	1603	6,647.5	
	(170,560.0)	(41,831)	(2,243)	(54,041)	(—)	(139,946.0)		(4,959)	(538)	(15,364)	(—)	(25,820.0)		(4,336)	(916)	(4,794.0)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F.うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	75,313	22,260,915.5	92,325	8,656	164,200	17,386	366,199.0	31,644.5	1.65	34,102	45.3
	(71,830)	(20,356,456.0)	(88,411)	(6,936)	(157,816)	(2,799)	(342,973.5)	(29,597.0)	(1.68)	(33,742)	(47.0)
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
農、林、漁業	217	26,864.0	83	8	277	19	460.5	31.0	1.71	124	57.1
	(180)	(23,457.0)	(65)	(5)	(269)	(2)	(405.0)	(32.0)	(1.73)	(103)	(57.2)
鉱業,採石業,砂利採取業	44	8,312.5	30	3	66	2	130.0	11.0	1.56	24	54.5
	(44)	(8,031.0)	(34)	(1)	(61)	(0)	(130.0)	(4.0)	(1.62)	(24)	(54.5)
建設業	2,559	608,668.0	2,571	56	3,654	69	8,886.5	548.0	1.46	1,158	45.3
	(2,229)	(542,662.0)	(2,461)	(39)	(3,500)	(12)	(8,467.0)	(483.5)	(1.56)	(1,066)	(47.8)
製造業	20,480	6,574,568.5	31,669	1,067	51,407	1,703	116,663.5	6,758.0	1.77	11,078	54.1
	(20,267)	(6,364,426.0)	(30,941)	(822)	(50,351)	(220)	(113,165.0)	(6,398.0)	(1.78)	(11,116)	(54.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	208	226,278.0	1,125	23	1,896	24	4,181.0	170.0	1.85	95	45.7
	(200)	(205,814.0)	(1,078)	(12)	(1,825)	(4)	(3,995.0)	(151.5)	(1.94)	(96)	(48.0)
情報通信業	3,732	1,257,623.0	5,054	166	7,104	177	17,466.5	1,503.0	1.39	979	26.2
	(3,768)	(1,226,835.0)	(4,810)	(140)	(6,770)	(40)	(16,550.0)	(1,554.5)	(1.35)	(908)	(24.1)
運輸業,郵便業	5,399	1,391,762.0	5,364	493	11,793	1,025	23,526.5	1,917.0	1.69	2,650	49.1
	(4,668)	(1,190,654.0)	(5,061)	(398)	(11,777)	(159)	(22,376.5)	(1,676.0)	(1.88)	(2,523)	(54.0)
卸売業,小売業	12,588	3,750,222.5	12,094	1,915	24,632	4,532	53,001.0	5,122.0	1.41	4,382	34.8
	(12,407)	(3,417,088.0)	(11,933)	(1,653)	(24,584)	(720)	(50,463.0)	(4,996.5)	(1.48)	(4,462)	(36.0)
金融業,保険業	1,300	1,209,233.0	5,763	140	9,103	223	20,880.5	1,750.5	1.73	516	39.7
	(1,320)	(1,218,635.0)	(5,788)	(121)	(9,361)	(25)	(21,070.5)	(2,207.5)	(1.73)	(550)	(41.7)
不動産業,物品賃貸業	1,259	336,083.0	1,141	146	2,155	303	4,734.5	518.5	1.41	426	33.8
	(1,218)	(305,198.0)	(1,051)	(106)	(1,943)	(51)	(4,176.5)	(509.0)	(1.37)	(400)	(32.8)
学術研究,専門・技術サービス業	1,854	563,391.0	2,218	272	3,182	734	8,257.0	583.5	1.47	605	32.6
	(1,862)	(481,591.0)	(1,947)	(194)	(2,569)	(58)	(6,686.0)	(630.0)	(1.39)	(591)	(31.7)
宿泊業,飲食サービス業	2,225	639,832.5	1,940	522	4,514	1,175	9,503.5	1,324.5	1.49	869	39.1
	(2,115)	(533,960.0)	(1,780)	(451)	(4,318)	(167)	(8,412.5)	(919.5)	(1.58)	(938)	(44.3)
生活関連サービス業,娯楽業	2,436	551,434.5	2,345	295	4,961	684	10,288.0	889.0	1.87	867	35.6
	(2,397)	(467,267.0)	(2,180)	(241)	(4,242)	(105)	(8,895.5)	(1,040.0)	(1.90)	(910)	(38.0)
教育,学習支援業	1,627	389,861.5	1,486	74	2,228	123	5,335.5	451.0	1.37	634	39.0
	(1,563)	(343,615.0)	(1,334)	(67)	(2,064)	(28)	(4,813.0)	(386.5)	(1.40)	(648)	(41.5)
医療,福祉	11,395	2,056,642.0	9,226	2,015	16,676	3,866	39,076.0	4,768.5	1.90	6,306	55.3
	(10,116)	(1,711,193.0)	(8,560)	(1,612)	(15,403)	(872)	(34,571.0)	(3,929.0)	(2.02)	(6,107)	(60.4)
複合サービス事業	898	639,080.5	2,493	343	5,785	602	11,415.0	1,640.5	1.79	432	48.1
	(883)	(567,936.0)	(2,311)	(282)	(5,364)	(110)	(10,323.0)	(1,287.0)	(1.82)	(427)	(48.4)
サービス業	7,036	2,017,427.5	7,658	1,112	14,715	2,125	32,205.5	3,643.5	1.60	2,939	41.8
	(6,593)	(1,748,094.0)	(7,077)	(792)	(13,415)	(226)	(28,474.0)	(3,392.5)	(1.63)	(2,873)	(43.6)

注　1 (1)①の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c＋d×0.5	f.うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	366,199.0 (342,973.5)	79,374 (76,575)	6,406 (5,007)	115,318 (113,638)	7,912 (0)	284,428.0 (271,795.0)	20,333.0 (20,230.0)	12,951 (11,836	2,250 1,929	37,844 35,636)	5,502 0)	68,747.0 (61,237.0)	8,099.0 (7,060.0)	11,038 (8,542	3,972 2,799)	13,024.0 (9,941.5)	3,190.5 (2,307.0)
	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人		人	人	人	
農、林、漁業	460.5 (405.0)	58 (49)	7 (4)	155 (157)	8 (－)	282.0 (259.0)		25 (16)	1 (1)	109 (104)	5 (－)	162.5 (137.0)		13 (8)	6 (2)	16.0 (9.0)	
鉱業,採石業,砂利採取業	130.0 (130.0)	29 (34)	3 (1)	63 (57)	2 (－)	125.0 (126.0)		1 (0)	0 (0)	1 (4)	0 (－)	3.0 (4.0)		2 (0)	0 (0)	2.0 (0.0)	
建設業	8,886.5 (8,467.0)	2,516 (2,410)	54 (36)	3,321 (3,229)	51 (－)	8,432.5 (8,085.0)		55 (51)	2 (3)	161 (125)	5 (－)	275.5 (230.0)		172 (146)	13 (12)	178.5 (152.0)	
製造業	116,663.5 (113,165.0)	27,631 (27,169)	792 (593)	36,723 (36,600)	938 (－)	93,246.0 (91,531.0)		4,038 (3,772)	275 (229)	12,226 (11,765)	509 (－)	20,831.5 (19,538.0)		2,458 (1,986)	256 (220)	2,586.0 (2,096.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	4,181.0 (3,995.0)	1,085 (1,044)	22 (11)	1,713 (1,665)	19 (－)	3,914.5 (3,764.0)		40 (34)	1 (1)	116 (101)	2 (－)	198.0 (170.0)		67 (59)	3 (4)	68.5 (61.0)	
情報通信業	17,466.5 (16,550.0)	4,866 (4,686)	156 (136)	5,801 (5,729)	107 (－)	15,742.5 (15,237.0)		188 (124)	10 (4)	399 (351)	8 (－)	789.0 (603.0)		904 (690)	62 (40)	935.0 (710.0)	
運輸業,郵便業	23,526.5 (22,376.5)	4,678 (4,450)	389 (305)	9,342 (9,236)	637 (－)	19,405.5 (18,441.0)		686 (611)	104 (93)	1,840 (2,084)	222 (－)	3,427.0 (3,399.0)		611 (457)	166 (159)	694.0 (536.5)	
卸売業,小売業	53,001.0 (50,463.0)	10,043 (9,955)	1,464 (1,235)	14,495 (14,884)	1,882 (－)	36,986.0 (36,029.0)		2,051 (1,978)	451 (418)	8,156 (8,140)	1,508 (－)	13,463.0 (12,514.0)		1,981 (1,560)	1,142 (720)	2,552.0 (1,920.0)	
金融業,保険業	20,880.5 (21,070.5)	5,653 (5,699)	138 (118)	8,483 (8,810)	192 (－)	20,023.0 (20,326.0)		110 (89)	2 (3)	275 (241)	4 (－)	499.0 (422.0)		345 (310)	27 (25)	358.5 (322.5)	
不動産業,物品賃貸業	4,734.5 (4,176.5)	1,008 (957)	118 (83)	1,549 (1,459)	162 (－)	3,764.0 (3,456.0)		133 (94)	28 (23)	457 (387)	58 (－)	780.0 (598.0)		149 (97)	83 (51)	190.5 (122.5)	
学術研究,専門・技術サービス業	8,257.0 (6,686.0)	2,080 (1,834)	221 (167)	2,533 (2,115)	298 (－)	7,063.0 (5,950.0)		138 (113)	51 (27)	411 (297)	329 (－)	902.5 (550.0)		238 (157)	107 (58)	291.5 (186.0)	
宿泊業,飲食サービス業	9,503.5 (8,412.5)	1,252 (1,133)	321 (271)	1,981 (2,036)	402 (－)	5,007.0 (4,573.0)		688 (647)	201 (180)	2,235 (2,084)	544 (－)	4,084.0 (3,558.0)		298 (198)	229 (167)	412.5 (281.5)	
生活関連サービス業,娯楽業	10,288.0 (8,895.5)	1,329 (1,241)	212 (167)	2,166 (1,974)	289 (－)	5,180.5 (4,623.0)		1,016 (939)	83 (74)	2,441 (1,982)	211 (－)	4,661.5 (3,934.0)		354 (286)	184 (105)	446.0 (338.5)	
教育・学習支援業	5,335.5 (4,813.0)	1,382 (1,254)	63 (51)	1,880 (1,789)	79 (－)	4,746.5 (4,348.0)		104 (80)	11 (16)	232 (190)	10 (－)	456.0 (366.0)		116 (85)	34 (28)	133.0 (99.0)	
医療,福祉	39,076.0 (34,571.0)	7,379 (6,839)	1,240 (923)	10,693 (10,045)	1,110 (－)	27,246.0 (24,646.0)		1,847 (1,721)	775 (689)	4,669 (4,366)	1,571 (－)	9,923.5 (8,497.0)		1,314 (992)	1,185 (872)	1,906.5 (1,428.0)	
複合サービス事業	11,415.0 (10,323.0)	2,222 (2,082)	301 (254)	4,008 (3,881)	380 (－)	8,943.0 (8,299.0)		271 (229)	42 (28)	906 (786)	66 (－)	1,523.0 (1,272.0)		871 (697)	156 (110)	949.0 (752.0)	
サービス業	32,205.5 (28,474.0)	6,102 (5,739)	900 (652)	10,366 (9,972)	1,356 (－)	24,148.0 (22,102.0)		1,556 (1,338)	212 (140)	3,207 (2,629)	450 (－)	6,756.0 (5,445.0)		1,142 (814)	319 (226)	1,301.5 (927.0)	

注　1(1)②の表と同じ

③　製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E.　計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F.うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
製造業計	20,480	6,574,568.5	31,669	1,067	51,407	1,703	116,663.5	6,758.0	1.77	11,078	54.1
	(20,267)	(6,364,426.0)	(30,941)	(822)	(50,351)	(220)	(113,165.0)	(6,398.0)	(1.78)	(11,116)	(54.8)
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
食料品・たばこ	3,266	848,634.5	3,343	345	8,839	701	16,220.5	1,032.0	1.91	1,978	60.6
	(3,231)	(788,086.0)	(3,223)	(253)	(8,691)	(78)	(15,429.0)	(1,001.0)	(1.96)	(2,041)	(63.2)
繊維・衣服	849	153,013.5	728	45	1,447	76	2,986.0	159.5	1.95	541	63.7
	(845)	(150,236.0)	(718)	(26)	(1,475)	(11)	(2,942.5)	(134.5)	(1.96)	(532)	(63.0)
木材・家具	402	72,219.5	321	14	746	12	1,408.0	75.0	1.95	260	64.7
	(401)	(76,714.0)	(372)	(8)	(774)	(0)	(1,526.0)	(88.0)	(1.99)	(263)	(65.6)
ﾊﾟﾙﾌﾟ・紙・印刷	1,617	325,513.0	1,404	71	2,583	84	5,504.0	314.5	1.69	842	52.1
	(1,630)	(328,036.0)	(1,441)	(53)	(2,628)	(12)	(5,569.0)	(338.0)	(1.70)	(894)	(54.8)
化学工業	2,147	804,050.5	3,715	121	6,022	128	13,637.0	874.5	1.70	1,009	47.0
	(2,121)	(783,720.0)	(3,622)	(106)	(5,935)	(20)	(13,295.0)	(826.5)	(1.70)	(1,009)	(47.6)
窯業・土石	569	125,254.5	529	12	1,093	32	2,179.0	115.0	1.74	315	55.4
	(573)	(132,938.0)	(565)	(14)	(1,131)	(1)	(2,275.5)	(108.5)	(1.71)	(311)	(54.3)
鉄鋼	446	164,886.5	687	15	1,367	30	2,771.0	166.5	1.68	247	55.4
	(392)	(142,289.0)	(638)	(16)	(1,261)	(2)	(2,554.0)	(92.0)	(1.79)	(246)	(62.8)
非鉄金属	397	127,477.5	594	13	956	21	2,167.5	148.0	1.70	203	51.1
	(371)	(115,902.0)	(565)	(12)	(912)	(3)	(2,055.5)	(116.0)	(1.77)	(215)	(58.0)
金属製品	1,636	287,762.5	1,278	42	2,408	59	5,035.5	291.5	1.75	883	54.0
	(1,594)	(270,896.0)	(1,143)	(34)	(2,370)	(7)	(4,693.5)	(210.5)	(1.73)	(886)	(55.6)
電気機械	2,115	1,078,545.0	6,287	112	7,313	159	20,078.5	928.5	1.86	1,159	54.8
	(2,096)	(1,056,373.0)	(6,185)	(66)	(6,985)	(16)	(19,429.0)	(861.5)	(1.84)	(1,129)	(53.9)
その他機械	4,849	1,914,716.0	9,567	198	13,604	273	33,072.5	1,986.5	1.73	2,508	51.7
	(4,855)	(1,867,809.0)	(9,343)	(161)	(13,435)	(50)	(32,307.0)	(1,929.5)	(1.73)	(2,504)	(51.6)
その他	2,187	672,495.5	3,216	79	5,029	128	11,604.0	666.5	1.73	1,133	51.8
	(2,158)	(651,427.0)	(3,126)	(73)	(4,754)	(20)	(11,089.0)	(692.0)	(1.70)	(1,086)	(50.3)

注　1(1)①の表と同じ

④　製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a.重度身体障害者	b.　重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.　計 a×2＋b＋c＋d×0.5	a.重度知的障害者	b.　重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.　計 a×2＋b＋c＋d×0.5	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e.　計 c＋d×0.5
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
製造業計	116,663.5 (113,165.0)	27,631 (27,169)	792 (593)	36,723 (36,600)	938 (0)	93,246.0 (91,531.0)	4,038 (3,772)	275 (229)	12,226 (11,765)	509 (0)	20,831.5 (19,538.0)	2,458 (1,986)	256 (220)	2,586.0 (2,096.0)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
食料品・たばこ	16,220.5 (15,429.0)	2,248 (2,159)	221 (152)	4,337 (4,346)	305 (－)	9,206.5 (8,816.0)	1,095 (1,064	124 (101)	4,173 (4,069)	310 (－)	6,642.0 (6,298.0)	329 (276)	86 (78)	372.0 (315.0)
繊維工業	2,986.0 (2,942.5)	609 (598)	42 (25)	980 (1,002)	44 (－)	2,262.0 (2,223.0)	119 (120)	3 (1)	405 (427)	23 (－)	657.5 (668.0)	62 (46)	9 (11)	66.5 (51.5)
木材・家具	1,408.0 (1,526.0)	295 (342)	13 (3)	526 (543)	5 (－)	1,131.5 (1,230.0)	26 (30)	1 (5)	192 (201)	5 (－)	247.5 (266.0)	28 (30)	2 (0)	29.0 (30.0)
ﾊﾟﾙﾌﾟ・紙・印刷	5,504.0 (5,569.0)	1,274 (1,310)	52 (43)	1,889 (1,985)	48 (－)	4,513.0 (4,648.0)	130 (131)	19 (10)	584 (560)	24 (－)	875.0 (832.0)	110 (83)	12 (12)	116.0 (89.0)
化学工業	13,637.0 (13,295.0)	3,104 (3,103)	76 (66)	4,750 (4,743)	69 (－)	11,068.5 (11,015.0)	611 (519)	45 (40)	1,021 (979)	26 (－)	2,301.0 (2,057.0)	251 (213)	33 (20)	267.5 (223.0)
窯業・土石	2,179.0 (2,275.5)	449 (488)	9 (10)	818 (841)	20 (－)	1,735.0 (1,827.0)	80 (77)	3 (4)	236 (260)	8 (－)	403.0 (418.0)	39 (30)	4 (1)	41.0 (30.5)
鉄鋼	2,771.0 (2,554.0)	643 (595)	15 (16)	1,181 (1,112)	27 (－)	2,495.5 (2,318.0)	44 (43)	0 (0)	124 (106)	1 (－)	212.5 (192.0)	62 (43)	2 (2)	63.0 (44.0)
非鉄金属	2,167.5 (2,055.5)	491 (473)	12 (11)	702 (699)	15 (－)	1,703.5 (1,656.0)	103 (92)	1 (1)	200 (173)	5 (－)	409.5 (358.0)	54 (40)	1 (3)	54.5 (41.5)
金属製品	5,035.5 (4,693.5)	1,016 (902)	32 (31)	1,672 (1,651)	38 (－)	3,755.0 (3,486.0)	262 (241)	10 (3)	649 (649)	8 (－)	1,187.0 (1,134.0)	87 (70)	13 (7)	93.5 (73.5)
電気機械	20,078.5 (19,429.0)	5,834 (5,779)	86 (45)	5,738 (5,582)	95 (－)	17,539.5 (17,185.0)	453 (406)	26 (21)	1,136 (1,067)	31 (－)	2,083.5 (1,900.0)	439 (336)	33 (16)	455.5 (344.0)
その他機械	33,072.5 (32,307.0)	8,845 (8,671)	174 (135)	10,469 (10,559)	199 (－)	28,432.5 (28,036.0)	722 (672)	24 (26)	2,439 (2,306)	30 (－)	3,922.0 (3,676.0)	696 (570)	44 (50)	718.0 (595.0)
その他	11,604.0 (11,089.0)	2,823 (2,749)	60 (56)	3,661 (3,537)	73 (－)	9,403.5 (9,091.0)	393 (377)	19 (17)	1,067 (968)	38 (－)	1,891.0 (1,739.0)	301 (249)	17 (20)	309.5 (259.0)

注　1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

（各年６月１日現在）

年	障害者の数(人)	対前年増減	実雇用率(%)	対前年増減	法定雇用率達成企業の割合（%）	対前年増減
昭和　54　年	128,493		1.12		52.0	
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成　元　年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	(249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		
12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
19	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
20	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9	1.1
21	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6
22	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5
23	366,199.0	23,225.5	1.65	△ 0.03	45.3	△ 1.7
	(359,492.0)	(16,518.5)	(1.75)	(0.07)		

注１

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成４年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成５年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

注２

（　）内は、それぞれ前年度の改正前の制度に基づいて計算した場合の数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	**41,211** (100.0%)	**26,334** (63.9%)	**8,626** (20.9%)	**3,001** (7.3%)	**1,547** (3.8%)	**1,394** (3.4%)	**241** (0.6%)	**61** (0.1%)	**7** (0.0%)	**25,273** (61.3%)
56-100人未満	**16,609** (100.0%)	**16,609** (100.0%)	**－** －	**－** －	**－** －	**－** －	**－** －	**－** －	**－** －	**16,219** (97.7%)
100-300人未満	**17,300** (100.0%)	**8,158** (47.2%)	**7,137** (41.3%)	**1,588** (9.2%)	**374** (2.2%)	**43** (0.2%)	**－** －	**－** －	**－** －	**8,936** (51.7%)
300-500人未満	**3,434** (100.0%)	**892** (26.0%)	**843** (24.5%)	**795** (23.2%)	**550** (16.0%)	**354** (10.3%)	**－** －	**－** －	**－** －	**104** (3.0%)
500-1000人未満	**2,342** (100.0%)	**473** (20.2%)	**465** (19.9%)	**426** (18.2%)	**414** (17.7%)	**534** (22.8%)	**30** (1.3%)	**－** －	**－** －	**14** (0.6%)
1,000人以上	**1,526** (100.0%)	**202** (13.2%)	**181** (11.9%)	**192** (12.6%)	**209** (13.7%)	**463** (30.3%)	**211** (13.8%)	**61** (4.0%)	**7** (0.5%)	**0** (0.0%)

注１　上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。
　２　②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

※ 対前年増減については、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

注　都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	（対前年増減）	法定雇用率達成企業の割合	（対前年増減）	法定雇用率達成企業の数		
全国	1.65	△0.03	45.3	△1.7	34,102	／	75,313
北海道	1.73	△0.12	48.7	△4.3	1,339	／	2,749
青森	1.67	△0.04	46.8	△2.6	333	／	712
岩手	1.77	△0.09	51.6	△1.6	384	／	744
宮城	1.60	△0.02	46.0	△1.3	504	／	1,096
秋田	1.53	△0.05	50.8	△1.2	289	／	569
山形	1.55	△0.03	50.1	△2.4	374	／	746
福島	1.59	△0.02	46.8	0.9	487	／	1,040
茨城	1.54	△0.06	47.6	△3.4	569	／	1,195
栃木	1.58	0.00	49.7	0.5	438	／	881
群馬	1.55	△0.07	46.4	△5.2	517	／	1,114
埼玉	1.51	△0.08	39.0	△1.4	921	／	2,362
千葉	1.57	△0.03	46.1	△3.3	791	／	1,717
東京	1.61	△0.02	32.2	△0.8	5,089	／	15,798
神奈川	1.56	△0.06	42.4	△3.4	1,544	／	3,640
新潟	1.54	△0.03	46.1	△1.4	664	／	1,439
富山	1.65	△0.03	54.7	△4.2	467	／	854
石川	1.56	△0.06	52.4	△1.5	417	／	796
福井	2.19	△0.06	55.1	0.2	313	／	568
山梨	1.67	0.00	48.7	△0.9	226	／	464
長野	1.82	0.04	57.0	0.1	757	／	1,328
岐阜	1.65	△0.08	52.2	△2.1	614	／	1,176
静岡	1.61	△0.07	46.0	△3.1	1,044	／	2,268
愛知	1.59	△0.04	42.8	△2.0	2,031	／	4,743
三重	1.51	0.01	49.4	△0.4	437	／	884
滋賀	1.60	△0.09	50.4	△6.1	317	／	629
京都	1.78	△0.04	48.1	△1.4	688	／	1,429
大阪	1.63	△0.04	43.8	△0.7	2,742	／	6,266
兵庫	1.72	△0.09	52.3	△4.3	1,402	／	2,681
奈良	2.08	△0.00	55.1	△2.0	253	／	459
和歌山	1.82	△0.10	58.9	△3.5	268	／	455
鳥取	1.78	△0.05	56.4	△3.2	204	／	362
島根	1.84	0.01	62.6	△2.0	280	／	447
岡山	1.74	△0.12	50.1	△3.8	578	／	1,154
広島	1.77	△0.06	49.1	△1.9	885	／	1,802
山口	2.24	△0.04	52.8	△2.4	399	／	755
徳島	1.67	△0.00	55.8	△1.2	198	／	355
香川	1.71	△0.03	60.1	1.0	399	／	664
愛媛	1.64	△0.05	48.2	△4.3	376	／	780
高知	1.88	△0.02	55.5	△3.9	226	／	407
福岡	1.63	△0.08	49.1	△2.0	1,387	／	2,823
佐賀	2.16	△0.02	68.1	0.1	316	／	464
長崎	2.04	△0.04	58.1	△1.6	440	／	757
熊本	2.00	0.02	56.5	△2.5	536	／	948
大分	2.00	△0.16	59.1	△1.0	377	／	638
宮崎	1.94	△0.09	61.1	△8.3	367	／	601
鹿児島	1.93	△0.12	61.3	△0.4	538	／	878
沖縄	1.80	△0.06	55.8	△0.6	377	／	676

(7) 特例子会社の状況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5
特例子会社	社 319 (283)	人 15,871.0 (13,684.0)	人 5,606 (5,072)	人 74 (62)	人 5,084 (4,331)	人 119 (51)	人 16,429.5 (14,562.5)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c＋d×0.5
特例子会社	人 16,429.5 (14,562.5)	人 3,306 (3,164)	人 38 (30)	人 1,510 (1,394)	人 17 (－)	人 8,168.5 (7,752.0)	人 2,300 (1,908)	人 36 (32)	人 2,942 (2,508)	人 33 (－)	人 7,594.5 (6,356.0)	人 632 (429)	人 69 (51)	人 666.5 (454.5)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

◎「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8%）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。

その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

２ 国、地方公共団体における在職状況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F.うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
計	39	305,997.0	924	34	4,930	114	6,869.0	86.0	2.24	39	100.0
	(39)	(286,472.0)	(882)	(43)	(4,739)	(13)	(6,552.5)	(323.0)	(2.29)	(38)	(97.4)
	機関	人	人	人	人		人	人	%	機関	%
行政機関	30	277,782.5	854	34	4,413	113	6,211.5	67.5	2.24	30	100.0
	(30)	(259,065.0)	(824)	(43)	(4,229)	(13)	(5,926.5)	(320.0)	(2.29)	(30)	(100.0)
立法機関	5	3,575.0	13	0	55	1	81.5	11.5	2.28	5	100.0
	(5)	(3,234.0)	(7)	(0)	(58)	(0)	(72.0)	(3.0)	(2.23)	(4)	(80.0)
司法機関	4	24,639.5	57	0	462	0	576.0	7.0	2.34	4	100.0
	(4)	(24,173.0)	(51)	(0)	(452)	(0)	(554.0)	(0.0)	(2.29)	(4)	(100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f.うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f.うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c＋d×0.5	f.うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	6,869.0	893	31	4,555	82	6,413.0	71.5	31	3	149	19	223.5	11.0	226	13	232.5	3.5
	(6,552.5)	(865)	(42)	(4,408)	(－)	(6,180.0)	(183.0)	(17)	(1)	(157)	(－)	(192.0)	(122.0)	(174)	(13)	(180.5)	(18.0)
行政機関	6,211.5	827	31	4,045	81	5,770.5	63.0	27	3	146	19	212.5	1.0	222	13	228.5	3.5
	(5,926.5)	(807)	(42)	(3,902)	(－)	(5,558.0)	(180.0)	(17)	(1)	(155)	(－)	(190.0)	(122.0)	(172)	(13)	(178.5)	(18.0)
立法機関	81.5	9	0	50	1	68.5	1.5	4	0	3	0	11.0	10.0	2	0	2.0	0.0
	(72.0)	(7)	(0)	(55)	(－)	(69.0)	(3.0)	(0)	(0)	(2)	(－)	(2.0)	(0.0)	(1)	(0)	(1.0)	(0.0)
司法機関	576.0	57	0	460	0	574.0	7.0	0	0	0	0	0.0	0.0	2	0	2.0	0.0
	(554.0)	(51)	(0)	(451)	(－)	(553.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(－)	(0.0)	(0.0)	(1)	(0)	(1.0)	(0.0)

〔2(1)①表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である（D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ）。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔2(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.1%）

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F.うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
計	機関 157 (156)	人 326,662.0 (303,351.0)	人 1,970 (1,928)	人 131 (74)	人 3,585 (3,665)	人 298 (7)	人 7,805.0 (7,598.5)	人 275.5 (198.5)	% 2.39 (2.50)	機関 142 (148)	% 90.4 (94.9)
都道府県知事部局	機関 47 (47)	人 260,148.5 (246,818.0)	人 1,629 (1,592)	人 69 (36)	人 2,887 (2,991)	人 214 (5)	人 6,321.0 (6,213.5)	人 198.0 (153.0)	% 2.43 (2.52)	機関 47 (47)	% 100.0 (100.0)
その他の都道府県機関	110 (109)	66,513.5 (56,533.0)	341 (336)	62 (38)	698 (674)	84 (2)	1,484.0 (1,385.0)	77.5 (45.5)	2.23 (2.45)	95 (101)	86.4 (92.7)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f.うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f.うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c＋d×0.5	f.うち新規雇用分
計	人 7,805.0 (7,598.5)	人 1,967 (1,926)	人 131 (74)	人 3,477 (3,553)	人 238 (－)	人 7,661.0 (7,479.0)	人 244.0 (181.0)	人 3 (2)	人 0 (0)	人 21 (35)	人 48 (－)	人 51.0 (39.0)	人 25.0 (15.0)	人 87 (77	人 12 (7)	人 93.0 (80.5)	人 6.5 (2.5)
都道府県知事部局	人 6,321.0 (6,213.5)	人 1,626 (1,590)	人 69 (36)	人 2,819 (2,914)	人 156 (－)	人 6,218.0 (6,130.0)	人 167.5 (136.0)	人 3 (2)	人 0 (0)	人 21 (35)	人 47 (－)	人 50.5 (39.0)	人 25.0 (15.0)	人 47 (42)	人 11 (5)	人 52.5 (44.5)	人 5.5 (2.0)
その他の都道府県機関	1,484.0 (1,385.0)	341 (336)	62 (38)	658 (639)	82 (－)	1,443.0 (1,349.0)	76.5 (45.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (－)	0.5 (0.0)	0.0 (0.0)	40 (35)	1 (2)	40.5 (36.0)	1.0 (0.5)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
市町村の機関	2,353	1,049,375.5	5,959	353	10,781	622	23,363.0	1,226.5	2.23	1,970	83.7
	(2,372)	(939,759.0)	(5,814)	(245)	(10,657)	(35)	(22,547.5)	(976.5)	(2.40)	(2,098)	(88.4)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
市町村の機関	23,363.0	5,925	334	9,943	497	22,375.5	1,102.0	34	19	340	70	462.0	81.5	498	55	525.5	43.0
	(22,547.5)	(5,783)	(226)	(9,934)	(－)	(21,726.0)	(886.0)	(31)	(19)	(325)	(－)	(406.0)	(52.0)	(398)	(35)	(415.5)	(38.5)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の 引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
計	139	686,659.5	3,214	101	5,522	206	12,154.0	733.0	1.77	94	67.6
	(130)	(628,850.0)	(2,997)	(77)	(5,140)	(2)	(11,212.0)	(606.5)	(1.78)	(79)	(60.8)
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
都道府県教育委員会	47	585,104.0	2,721	82	4,664	157	10,266.5	600.5	1.75	14	29.8
	(47)	(536,943.0)	(2,541)	(65)	(4,339)	(2)	(9,487.0)	(492.5)	(1.77)	(13)	(27.7)
市町村教育委員会	92	101,555.5	493	19	858	49	1,887.5	132.5	1.86	80	87.0
	(83)	(91,907.0)	(456)	(12)	(801)	(0)	(1,725.0)	(114.0)	(1.88)	(66)	(79.5)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	12,154.0	3,183	95	5,282	174	11,830.0	605.5	31	6	108	26	189.0	105.5	132	6	135.0	22.0
	(11,212.0)	(2,986)	(74)	(4,970)	(－)	(11,016.0)	(537.0)	(11)	(3)	(70)	(－)	(95.0)	(62.0)	(100)	(2)	(101.0)	(7.5)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
都道府県教育委員会	10,266.5	2,691	76	4,476	132	10,000.0	488.5	30	6	87	19	162.5	95.0	101	6	104.0	17.0
	(9,487.0)	(2,531)	(62)	(4,203)	(－)	(9,327.0)	(435.0)	(10)	(3)	(58)	(－)	(81.0)	(53.0)	(78)	(2)	(79.0)	(4.5)
市町村教育委員会	1,887.5	492	19	806	42	1,830.0	117.0	1	0	21	7	26.5	10.5	31	0	31.0	5.0
	(1,725.0)	(455)	(12)	(767)	(－)	(1,689.0)	(102.0)	(1)	(0)	(12)	(－)	(14.0)	(9.0)	(22)	(0)	(22.0)	(3.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.1%）

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の 引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
	法人	人	人	人	人	人	人	人	%	法人	%
計	288	347,228.0	1,877	70	3,340	134	7,231.0	1,072.5	2.08	201	69.8
	(270)	(295,944.0)	(1,739)	(61)	(3,085)	(30)	(6,639.0)	(1,572.5)	(2.24)	(202)	(74.8)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	98	174,269.5	980	46	1,814	91	3,865.5	456.5	2.22	85	86.7
	(98)	(156,311.0)	(937)	(36)	(1,753)	(25)	(3,675.5)	(1,057.0)	(2.35)	(82)	(83.7)
国立大学法人等	90	132,188.5	732	20	1,190	34	2,691.0	487.0	2.04	59	65.6
	(90)	(109,291.0)	(661)	(19)	(1,046)	(5)	(2,389.5)	(402.5)	(2.19)	(70)	(77.8)
地方独立行政法人等	100	40,770.0	165	4	336	9	674.5	129.0	1.65	57	57.0
	(82)	(30,342.0)	(141)	(6)	(286)	(0)	(574.0)	(113.0)	(1.89)	(50)	(61.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	7,231.0	1,711	69	2,631	91	6,167.5	771.5	166	1	296	3	630.5	175.0	413	40	433.0	126.0
	(6,639.0)	(1,611)	(59)	(2,509)	(－)	(5,790.0)	(1,240.0)	(128)	(2)	(234)	(－)	(492.0)	(182.0)	(342)	(30)	(357.0)	(150.5)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	3,865.5	950	45	1,503	59	3,477.5	381.5	30	1	100	1	161.5	21.0	211	31	226.5	54.0
	(3,675.5)	(913)	(34)	(1,473)	(－)	(3,333.0)	(916.0)	(24)	(2)	(90)	(－)	(140.0)	(40.0)	(190)	(25)	(202.5)	(101.0)
国立大学法人等	2,691.0	605	20	860	23	2,101.5	297.0	127	0	166	2	421.0	137.0	164	9	168.5	53.0
	(2,389.5)	(564)	(19)	(794)	(－)	(1,941.0)	(256.0)	(97)	(0)	(121)	(－)	(315.0)	(114.0)	(131)	(5)	(133.5)	(32.5)
地方独立行政法人等	674.5	156	4	268	9	588.5	93.0	9	0	30	0	48.0	17.0	38	0	38.0	19.0
	(574.0)	(134)	(6)	(242)	(－)	(516.0)	(68.0)	(7)	(0)	(23)	(－)	(37.0)	(28.0)	(21)	(0)	(21.0)	(17.0)

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

４ 公的機関の各機関の状況

（１）国の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	**305,997.0**	**6,869.0**	**2.24**	**0.0**	
行政機関合計	**277,782.5**	**6,211.5**	**2.24**	**0.0**	
内閣官房	736.0	16.0	2.17	0.0	
内閣法制局	72.0	1.0	1.39	0.0	
内閣府	2,366.0	50.0	2.11	0.0	
宮内庁	872.0	22.0	2.52	0.0	
公正取引委員会	779.0	16.0	2.05	0.0	
警察庁	2,088.0	43.0	2.06	0.0	
金融庁	1,523.5	32.5	2.13	0.0	
消費者庁	262.0	6.0	2.29	0.0	
総務省	5,312.0	126.0	2.37	0.0	特例承認あり(注4)
法務省	31,812.0	674.5	2.12	0.0	
公安調査庁	1,518.5	35.0	2.30	0.0	
外務省	5,764.5	142.5	2.47	0.0	
財務省	10,811.0	230.5	2.13	0.0	
国税庁	58,532.0	1,276.0	2.18	0.0	
文部科学省	2,192.0	49.0	2.24	0.0	特例承認あり(注4)
厚生労働省	52,134.5	1,296.5	2.49	0.0	
農林水産省	17,653.0	392.0	2.22	0.0	
林野庁	4,953.0	105.0	2.12	0.0	
水産庁	487.0	14.0	2.87	0.0	
経済産業省	5,511.0	128.5	2.33	0.0	特例承認あり(注4)
特許庁	2,819.0	63.0	2.23	0.0	
国土交通省	39,132.0	827.5	2.11	0.0	
観光庁	99.0	3.0	3.03	0.0	
気象庁	5,068.0	107.0	2.11	0.0	
海上保安庁	79.0	3.0	3.80	0.0	
運輸安全委員会	185.0	4.0	2.16	0.0	
環境省	1,220.0	27.0	2.21	0.0	
防衛省	21,871.0	472.0	2.16	0.0	
人事院	634.0	18.0	2.84	0.0	
会計検査院	1,296.5	31.0	2.39	0.0	
立法機関合計	**3,575.0**	**81.5**	**2.28**	**0.0**	
衆議院事務局	1,434.5	35.0	2.44	0.0	
衆議院法制局	80.5	3.0	3.73	0.0	
参議院事務局	1,099.0	23.5	2.14	0.0	
参議院法制局	71.0	1.0	1.41	0.0	
国立国会図書館	890.0	19.0	2.13	0.0	
司法機関合計	**24,639.5**	**576.0**	**2.34**	**0.0**	
最高裁判所	1,021.0	22.0	2.15	0.0	
高等裁判所	1,710.0	40.0	2.34	0.0	
地方裁判所	16,937.5	399.0	2.36	0.0	
家庭裁判所	4,971.0	115.0	2.31	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合　　計	260,148.5	6,321.0	2.43	0.0	
北海道	14,171.0	346.0	2.44	0.0	
青森県	3,898.5	91.5	2.35	0.0	
岩手県	3,823.0	95.0	2.48	0.0	
宮城県	5,152.0	116.0	2.25	0.0	
秋田県	3,680.5	78.5	2.13	0.0	
山形県	5,696.0	119.5	2.10	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	5,186.0	120.0	2.31	0.0	
茨城県	5,370.0	117.0	2.18	0.0	
栃木県	5,131.0	113.0	2.20	0.0	特例認定あり(注4)
群馬県	4,548.5	99.5	2.19	0.0	
埼玉県	7,099.5	218.0	3.07	0.0	
千葉県	8,130.5	199.5	2.45	0.0	特例認定あり(注4)
東京都	23,764.5	616.0	2.59	0.0	
神奈川県	7,790.0	265.0	3.40	0.0	
新潟県	6,419.5	140.0	2.18	0.0	
富山県	3,835.0	86.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
石川県	4,502.0	95.0	2.11	0.0	
福井県	3,608.5	76.5	2.12	0.0	
山梨県	3,429.5	73.0	2.13	0.0	
長野県	5,168.0	120.0	2.32	0.0	特例認定あり(注4)
岐阜県	4,636.0	98.0	2.11	0.0	
静岡県	6,017.0	130.5	2.17	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	9,446.0	217.0	2.30	0.0	
三重県	5,210.5	123.5	2.37	0.0	
滋賀県	3,571.0	80.5	2.25	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	4,346.5	114.0	2.62	0.0	
大阪府	8,916.0	286.5	3.21	0.0	
兵庫県	7,836.5	181.0	2.31	0.0	
奈良県	4,247.0	89.0	2.10	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	3,773.5	88.0	2.33	0.0	
鳥取県	3,219.5	75.0	2.33	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,813.0	92.5	2.43	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	3,867.5	83.0	2.15	0.0	
広島県	5,747.5	132.0	2.30	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	4,123.0	105.0	2.55	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	3,022.0	65.0	2.15	0.0	
香川県	3,774.0	87.0	2.31	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	3,831.0	82.0	2.14	0.0	
高知県	3,599.5	91.0	2.53	0.0	
福岡県	7,862.0	250.5	3.19	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,010.0	66.5	2.21	0.0	
長崎県	4,174.5	91.5	2.19	0.0	
熊本県	4,818.0	121.5	2.52	0.0	
大分県	3,822.0	81.5	2.13	0.0	
宮崎県	4,075.0	90.0	2.21	0.0	
鹿児島県	4,883.0	107.5	2.20	0.0	
沖縄県	4,103.5	106.5	2.60	0.0	

注 1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
　したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4　注4の機関は、特例認定を受けている。
　特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧（都道府県知事部局）

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員会事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県地方労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
静岡県	静岡県企業局				
山口県	山口県企業局				
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局			
島根県	島根県企業局				
鳥取県	鳥取県企業局				
福岡県	福岡県議会事務局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
香川県	香川県病院局				
栃木県	栃木県企業局				
富山県	富山県企業局				
千葉県	千葉県議会事務局				
長野県	長野県企業局				

(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合　　計	66,513.5	1,484.0	2.23	60.0	
北海道企業局	91.0	2.0	2.20	0.0	
北海道議会事務局	72.5	2.0	2.76	0.0	
北海道監査委員事務局	52.5	0.0	0.00	1.0	
北海道警察本部	1,396.0	24.0	1.72	5.0	
青森県病院局	606.0	12.0	1.98	0.0	
青森県警察本部	372.0	7.0	1.88	0.0	
岩手県企業局	77.0	1.0	1.30	0.0	
岩手県医療局	3,032.0	64.5	2.13	0.0	
岩手県警察本部	394.0	8.0	2.03	0.0	
宮城県企業局	71.0	2.0	2.82	0.0	
宮城県警察本部	495.0	9.0	1.82	1.0	
秋田県警察本部	393.0	8.5	2.16	0.0	
山形県警察本部	420.0	10.0	2.38	0.0	
福島県病院局	355.0	8.0	2.25	0.0	
福島県警察本部	525.0	8.0	1.52	3.0	
茨城県企業局	201.5	4.0	1.99	0.0	
茨城県病院局	484.0	10.0	2.07	0.0	
茨城県警察本部	592.0	12.5	2.11	0.0	
栃木県警察本部	506.5	9.5	1.88	0.5	
群馬県企業局	300.0	6.5	2.17	0.0	
群馬県病院局	518.0	11.0	2.12	0.0	
群馬県警察本部	527.5	11.0	2.09	0.0	
埼玉県企業局	395.5	11.0	2.78	0.0	
埼玉県病院局	992.0	10.0	1.01	10.0	
埼玉県水道局	111.5	4.0	3.59	0.0	
埼玉県議会事務局	66.0	2.0	3.03	0.0	
埼玉県警察本部	1,456.0	33.0	2.27	0.0	
千葉県企業庁	400.0	11.0	2.75	0.0	
千葉県病院局	1,141.5	19.0	1.66	4.0	
千葉県水道局	916.0	25.0	2.73	0.0	
北千葉広域水道企業団	90.0	2.0	2.22	0.0	
君津広域水道企業団	66.0	1.0	1.52	0.0	
千葉県警察本部	1,442.5	32.5	2.25	0.0	
東京都議会議会局	154.0	5.0	3.25	0.0	
東京都人事委員会	65.5	3.0	4.58	0.0	
東京都監査事務局	92.5	5.0	5.41	0.0	
東京都交通局	2,041.5	62.0	3.04	0.0	
東京都水道局	3,027.0	77.0	2.54	0.0	
東京都下水道局	1,494.5	38.0	2.54	0.0	
警視庁	4,589.0	99.0	2.16	0.0	
東京消防庁	861.0	27.0	3.14	0.0	
神奈川県企業庁	953.0	30.0	3.15	0.0	
神奈川県議会議会局	84.0	2.0	2.38	0.0	
神奈川県警察本部	2,134.5	46.5	2.18	0.0	
新潟県企業局	93.0	2.0	2.15	0.0	
新潟県病院局	2,362.0	31.5	1.33	17.5	
新潟県警察本部	506.0	9.0	1.78	1.0	注4①
富山県警察本部	302.0	6.0	1.99	0.0	
石川県警察本部	336.0	8.0	2.38	0.0	
福井県警察本部	285.0	6.0	2.11	0.0	
山梨県企業局	65.5	2.0	3.05	0.0	
山梨県警察本部	355.5	5.0	1.41	2.0	
長野県警察本部	416.0	8.0	1.92	0.0	
岐阜県警察本部	407.0	13.0	3.19	0.0	
静岡県がんセンター局	498.5	14.0	2.81	0.0	
静岡県警察本部	792.5	17.5	2.21	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	410.0	16.0	3.90	0.0	
愛知県病院事業庁	705.5	18.0	2.55	0.0	
名古屋港管理組合	337.0	5.0	1.48	2.0	注4②
愛知県議会事務局	69.5	1.0	1.44	0.0	
愛知県警察本部	1,142.0	23.5	2.06	0.0	
三重県企業庁	167.5	4.0	2.39	0.0	
三重県病院事業庁	685.0	11.0	1.61	3.0	
三重県警察本部	366.0	9.0	2.46	0.0	
滋賀県警察本部	314.5	6.0	1.91	0.0	
京都府文化環境部	68.0	2.0	2.94	0.0	
京都府警察本部	681.5	23.0	3.37	0.0	
大阪広域水道企業団	454.0	11.0	2.42	0.0	
大阪府議会事務局	60.5	1.0	1.65	0.0	
大阪府警察本部	2,310.5	50.0	2.16	0.0	
兵庫県議会事務局	63.0	1.0	1.59	0.0	
兵庫県企業庁	194.0	10.0	5.15	0.0	
兵庫県病院局	1,946.5	40.0	2.05	0.0	
兵庫県警察本部	979.0	20.0	2.04	0.0	
奈良県警察本部	338.0	10.0	2.96	0.0	
和歌山県警察本部	375.0	7.5	2.00	0.0	
鳥取県病院局	702.0	11.0	1.57	3.0	
鳥取県警察本部	289.0	6.0	2.08	0.0	
島根県病院局	356.0	10.0	2.81	0.0	
島根県警察本部	339.0	9.0	2.65	0.0	
岡山県企業局	107.0	4.0	3.74	0.0	
岡山県警察本部	557.0	11.5	2.06	0.0	
広島県警察本部	637.5	13.0	2.04	0.0	
山口県警察本部	545.0	11.0	2.02	0.0	
徳島県企業局	117.5	2.0	1.70	0.0	
徳島県病院局	376.0	9.0	2.39	0.0	
徳島県警察本部	367.0	7.0	1.91	0.0	
香川県警察本部	266.0	7.0	2.63	0.0	
愛媛県公営企業管理局	911.5	20.0	2.19	0.0	
愛媛県警察本部	411.0	10.0	2.43	0.0	
高知県公営企業局	330.5	9.0	2.72	0.0	
高知県警察本部	330.5	9.0	2.72	0.0	
福岡県警察本部	1,021.0	22.0	2.15	0.0	
佐賀県警察本部	322.0	8.5	2.64	0.0	
長崎県交通局	173.0	3.0	1.73	0.0	
長崎県病院企業団	1,079.0	17.0	1.58	5.0	
長崎県警察本部	522.0	11.5	2.20	0.0	
熊本県警察本部	508.5	11.0	2.16	0.0	
大分県企業局	62.0	1.0	1.61	0.0	
大分県病院局	373.0	5.0	1.34	2.0	
大分県警察本部	368.5	7.0	1.90	0.0	
宮崎県企業局	81.0	1.0	1.23	0.0	
宮崎県病院局	535.5	11.0	2.05	0.0	
宮崎県議会事務局	31.0	0.0	0.00	0.0	
宮崎県警察本部	351.5	10.5	2.99	0.0	
鹿児島県県立病院局	386.0	8.0	2.07	0.0	
鹿児島県警察本部	506.0	16.0	3.16	0.0	
沖縄県企業局	263.0	8.5	3.23	0.0	
沖縄県病院事業局	851.0	21.0	2.47	0.0	
沖縄県警察本部	296.0	7.0	2.36	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ① 新潟県警察本部においては、10月27日現在において、障害者の数10人、実雇用率1.98%、不足数0.0人となっている。
② 名古屋港管理組合においては、11月1日現在において、障害者の数7人、実雇用率2.08%、不足数0.0人となっている。

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合　　計	585,104.0	10,266.5	1.75	1,509.5	
北海道	32,282.0	508.5	1.58	136.5	
青森県	8,906.5	132.0	1.48	46.0	
岩手県	8,936.5	156.0	1.75	22.0	
宮城県	10,804.0	179.0	1.66	37.0	
秋田県	8,527.5	155.0	1.82	15.0	
山形県	7,740.0	137.0	1.77	17.0	
福島県	12,544.0	186.5	1.49	63.5	
茨城県	16,747.0	235.5	1.41	98.5	
栃木県	12,038.0	168.5	1.40	71.5	
群馬県	11,743.0	237.0	2.02	0.0	
埼玉県	25,741.5	431.0	1.67	83.0	
千葉県	22,713.0	402.0	1.77	52.0	
東京都	43,110.0	682.0	1.58	180.0	
神奈川県	22,182.0	365.5	1.65	77.5	
新潟県	13,278.0	199.0	1.50	66.0	
富山県	6,253.5	128.0	2.05	0.0	
石川県	6,439.0	129.0	2.00	0.0	
福井県	5,751.5	95.0	1.65	20.0	
山梨県	6,501.5	95.0	1.46	35.0	
長野県	12,229.0	226.0	1.85	18.0	
岐阜県	11,396.0	219.0	1.92	8.0	
静岡県	14,732.5	230.0	1.56	64.0	
愛知県	29,693.0	542.0	1.83	51.0	
三重県	11,068.0	193.0	1.74	28.0	
滋賀県	8,110.5	135.0	1.66	27.0	
京都府	7,712.5	164.0	2.13	0.0	
大阪府	28,378.0	567.0	2.00	0.0	
兵庫県	22,254.0	456.0	2.05	0.0	
奈良県	7,188.0	146.0	2.03	0.0	
和歌山県	6,469.5	143.0	2.21	0.0	
鳥取県	4,742.5	77.5	1.63	16.5	
島根県	5,919.0	100.0	1.69	18.0	
岡山県	10,008.0	165.0	1.65	35.0	
広島県	11,289.0	209.0	1.85	16.0	
山口県	8,505.5	157.0	1.85	13.0	
徳島県	5,262.0	99.0	1.88	6.0	
香川県	6,699.0	141.0	2.10	0.0	
愛媛県	9,017.5	189.0	2.10	0.0	
高知県	5,575.0	121.0	2.17	0.0	
福岡県	14,406.0	251.0	1.74	37.0	
佐賀県	6,559.0	136.0	2.07	0.0	
長崎県	9,037.0	182.0	2.01	0.0	
熊本県	10,837.5	179.0	1.65	37.0	
大分県	7,681.0	109.5	1.43	43.5	
宮崎県	6,981.5	133.0	1.91	6.0	
鹿児島県	11,930.0	173.0	1.45	65.0	
沖縄県	9,185.0	202.0	2.20	0.0	

注 1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
　したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	**306,458.0**	**6,556.5**	**2.14**	**234.0**	
自動車検査	942.5	26.0	2.76	0.0	
奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	注4
医薬基盤研究所	218.5	5.0	2.29	0.0	
医薬品医療機器総合機構	943.5	21.0	2.23	0.0	
宇宙航空研究開発機構	1748.5	42.0	2.40	0.0	
沖縄科学技術研究基盤整備機構	293.0	9.0	3.07	0.0	
海技教育機構	204.0	4.0	1.96	0.0	
海上技術安全研究所	240.0	5.0	2.08	0.0	
海洋研究開発機構	982.0	26.0	2.65	0.0	
科学技術振興機構	515.5	11.0	2.13	0.0	
家畜改良センター	867.0	22.0	2.54	0.0	
環境再生保全機構	140.5	2.5	1.78	0.0	
教員研修センター	53.0	2.0	3.77	0.0	
勤労者退職金共済機構	290.5	7.0	2.41	0.0	
空港周辺整備機構	－	－	－	－	注4
経済産業研究所	56.0	2.0	3.57	0.0	
原子力安全基盤機構	488.5	10.0	2.05	0.0	
建築研究所	142.0	2.0	1.41	0.0	
航海訓練所	144.0	3.0	2.08	0.0	
工業所有権情報・研修館	124.0	1.0	0.81	1.0	注5①
航空大学校	122.5	2.0	1.63	0.0	
交通安全環境研究所	157.0	3.0	1.91	0.0	
高齢・障害者雇用支援機構	1,721.0	109.5	6.36	0.0	
港湾空港技術研究所	111.5	3.0	2.69	0.0	
国際観光振興機構	108.5	2.0	1.84	0.0	
国際協力機構	1,711.0	34.0	1.99	1.0	注5②
国際交流基金	334.0	7.0	2.10	0.0	
国際農林水産業研究センター	307.0	6.0	1.95	0.0	
国民生活センター	172.0	3.5	2.03	0.0	
国立印刷局	4,528.5	105.0	2.32	0.0	
国立科学博物館	217.5	4.0	1.84	0.0	
国立環境研究所	643.5	14.0	2.18	0.0	
国立がん研究センター	1,570.0	21.0	1.34	11.0	
国立健康・栄養研究所	－	－	－	－	注4
国立高等専門学校機構	4,852.5	110.0	2.27	0.0	
国立公文書館	130.0	3.0	2.31	0.0	
国立国際医療研究センター	1,408.5	20.0	1.42	9.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	240.0	9.0	3.75	0.0	
国立循環器病研究センター	1,012.5	26.0	2.57	0.0	
国立女性教育会館	－	－	－	－	注4
国立成育医療研究センター	877.5	12.0	1.37	6.0	
国立青少年教育振興機構	697.5	8.5	1.22	5.5	
国立精神・神経医療研究センター	670.0	7.5	1.12	6.5	
国立大学財務・経営センター	－	－	－	－	注4
国立長寿医療研究センター	412.5	7.0	1.70	1.0	注5③
国立特別支援教育総合研究所	83.0	1.0	1.20	0.0	
国立美術館	219.0	6.0	2.74	0.0	
国立病院機構	44,537.5	947.0	2.13	0.0	
国立文化財機構	582.5	13.5	2.32	0.0	
雇用・能力開発機構	4,010.5	97.5	2.43	0.0	
産業技術総合研究所	4,557.0	96.5	2.12	0.0	
自動車事故対策機構	333.0	6.0	1.80	0.0	
住宅金融支援機構	1,054.0	20.0	1.90	2.0	
種苗管理センター	325.5	8.0	2.46	0.0	
酒類総合研究所	61.5	1.0	1.63	0.0	
情報処理推進機構	163.5	3.0	1.83	0.0	
情報通信研究機構	745.0	17.0	2.28	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	536.0	13.0	2.43	0.0	
森林総合研究所	1,243.0	33.5	2.70	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
水産総合研究センター	861.5	19.5	2.26	0.0	
水産大学校	140.5	2.0	1.42	0.0	
製品評価技術基盤機構	453.5	11.0	2.43	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	480.0	14.0	2.92	0.0	
造幣局	993.5	20.5	2.06	0.0	
大学入試センター	116.0	4.0	3.45	0.0	
大学評価・学位授与機構	135.5	6.0	4.43	0.0	
中小企業基盤整備機構	887.5	22.0	2.48	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	308.0	7.0	2.27	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,957.0	40.0	2.04	1.0	
電子航法研究所	87.5	1.0	1.14	0.0	
統計センター	982.0	20.5	2.09	0.0	
都市再生機構	3,785.0	82.0	2.17	0.0	
土木研究所	586.5	12.0	2.05	0.0	
日本学術振興会	140.0	4.0	2.86	0.0	
日本学生支援機構	594.5	12.0	2.02	0.0	
日本芸術文化振興会	297.0	7.0	2.36	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,454.0	106.0	2.38	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構	－	－	－	－	注4
日本スポーツ振興センター	538.0	11.0	2.04	0.0	
日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	注4
日本貿易振興機構	1,069.5	22.0	2.06	0.0	
日本貿易保険	123.0	2.0	1.63	0.0	
年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	注4
農業環境技術研究所	290.0	6.0	2.07	0.0	
農業者年金基金	82.0	1.0	1.22	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	3,614.5	91.5	2.53	0.0	
農業生物資源研究所	724.0	15.5	2.14	0.0	
農畜産業振興機構	240.0	5.0	2.08	0.0	
農林漁業信用基金	110.0	0.0	0.00	2.0	注5④
農林水産消費安全技術センター	673.5	19.0	2.82	0.0	
福祉医療機構	270.5	5.0	1.85	0.0	
物質・材料研究機構	1,146.5	24.0	2.09	0.0	
平和祈念事業特別基金	－	－	－	－	注4
防災科学技術研究所	249.0	6.0	2.41	0.0	
放射線医学総合研究所	663.5	16.0	2.41	0.0	
北方領土問題対策協会	－	－	－	－	注4
水資源機構	1,507.0	32.0	2.12	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	注4
理化学研究所	3,654.5	67.0	1.83	9.0	
労働安全衛生総合研究所	105.5	2.0	1.90	0.0	
労働者健康福祉機構	10,584.0	222.5	2.10	0.0	
労働政策研究・研修機構	118.0	2.5	2.12	0.0	
年金積立金管理運用	75.0	1.0	1.33	0.0	
北海道大学	4,851.5	109.0	2.25	0.0	
北海道教育大学	610.0	11.0	1.80	1.0	注5⑤
室蘭工業大学	269.5	5.0	1.86	0.0	
小樽商科大学	160.0	3.0	1.88	0.0	
帯広畜産大学	219.5	4.0	1.82	0.0	
旭川医科大学	1,185.5	26.5	2.24	0.0	
北見工業大学	206.0	3.0	1.46	1.0	
弘前大学	1,655.0	35.0	2.11	0.0	
岩手大学	636.5	14.0	2.20	0.0	
東北大学	5,350.0	107.0	2.00	5.0	
宮城教育大学	241.5	5.5	2.28	0.0	
秋田大学	1,503.0	30.0	2.00	1.0	注5⑥
山形大学	1,821.0	34.0	1.87	4.0	
福島大学	382.5	9.0	2.35	0.0	
茨城大学	596.0	16.0	2.68	0.0	
筑波大学	3,722.0	84.0	2.26	0.0	
筑波技術大学	151.0	19.0	12.58	0.0	
宇都宮大学	580.0	13.0	2.24	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
群馬大学	2,014.0	49.0	2.43	0.0	
埼玉大学	631.0	11.0	1.74	2.0	
千葉大学	2,781.5	44.0	1.58	14.0	
東京大学	9,109.5	194.5	2.14	0.0	
東京医科歯科大学	2,176.0	41.5	1.91	3.5	注5⑦
東京外国語大学	306.5	8.0	2.61	0.0	
東京学芸大学	751.0	15.0	2.00	0.0	
東京農工大学	611.5	13.5	2.21	0.0	
東京芸術大学	406.0	8.0	1.97	0.0	
東京工業大学	1,824.0	34.0	1.86	4.0	
東京海洋大学	336.5	6.0	1.78	1.0	注5⑧
お茶の水女子大学	385.5	9.5	2.46	0.0	
電気通信大学	458.5	9.0	1.96	0.0	
一橋大学	561.5	11.5	2.05	0.0	
横浜国立大学	842.5	17.0	2.02	0.0	
新潟大学	2,646.5	45.5	1.72	9.5	
長岡技術科学大学	323.5	10.0	3.09	0.0	
上越教育大学	245.0	5.0	2.04	0.0	
富山大学	1,928.5	44.0	2.28	0.0	
金沢大学	2,448.0	52.0	2.12	0.0	
福井大学	1,346.0	23.0	1.71	5.0	
山梨大学	1,448.0	38.0	2.62	0.0	
信州大学	2,223.5	39.0	1.75	7.0	
岐阜大学	1,736.0	37.5	2.16	0.0	
静岡大学	988.0	20.0	2.02	0.0	
浜松医科大学	1,188.0	18.0	1.52	6.0	
名古屋大学	4,056.0	64.0	1.58	21.0	
愛知教育大学	481.5	8.0	1.66	2.0	
名古屋工業大学	515.0	13.0	2.52	0.0	
豊橋技術科学大学	332.0	6.5	1.96	0.0	
三重大学	1,891.5	39.0	2.06	0.0	
滋賀大学	330.0	9.5	2.88	0.0	
滋賀医科大学	1,204.5	25.5	2.12	0.0	
京都大学	6,387.0	134.0	2.10	0.0	
京都教育大学	319.5	8.5	2.66	0.0	
京都工芸繊維大学	404.5	7.0	1.73	1.0	
大阪大学	5,745.5	123.5	2.15	0.0	
大阪教育大学	569.5	13.0	2.28	0.0	
兵庫教育大学	250.5	10.0	3.99	0.0	
神戸大学	2,885.0	51.5	1.79	8.5	
奈良教育大学	183.0	3.0	1.64	0.0	
奈良女子大学	322.0	6.0	1.86	0.0	
和歌山大学	406.5	6.5	1.60	1.5	
鳥取大学	1,921.5	24.0	1.25	16.0	
島根大学	1,665.5	37.0	2.22	0.0	
岡山大学	3,075.5	66.5	2.16	0.0	
広島大学	2,968.5	66.5	2.24	0.0	
山口大学	2,112.0	51.0	2.41	0.0	
徳島大学	1,366.5	26.0	1.90	2.0	
鳴門教育大学	275.0	6.0	2.18	0.0	
香川大学	1,748.0	41.0	2.35	0.0	
愛媛大学	1,947.0	34.0	1.75	6.0	
高知大学	1,572.0	35.0	2.23	0.0	
福岡教育大学	349.5	6.0	1.72	1.0	
九州大学	4,899.0	110.0	2.25	0.0	
九州工業大学	530.5	11.0	2.07	0.0	
佐賀大学	1,714.5	28.0	1.63	8.0	
長崎大学	2,609.5	45.0	1.72	9.0	
熊本大学	2,048.5	37.0	1.81	6.0	
大分大学	1,497.5	36.0	2.40	0.0	
宮崎大学	1,681.0	26.0	1.55	9.0	
鹿児島大学	2,172.5	25.5	1.17	19.5	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
鹿屋体育大学	117.0	3.0	2.56	0.0	
琉球大学	1,839.5	37.0	2.01	1.0	注5⑨
総合研究大学院大学	77.5	1.0	1.29	0.0	
政策研究大学院大学	108.5	2.0	1.84	0.0	
北陸先端科学技術大学院大学	223.0	4.0	1.79	0.0	
奈良先端技術大学院大学	372.5	7.0	1.88	0.0	
人間文化研究機構	508.0	12.5	2.46	0.0	
自然科学研究機構	1,062.5	22.5	2.12	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	922.0	18.5	2.01	0.5	
情報・システム研究機構	663.5	12.0	1.81	1.0	
日本司法支援センター	1,139.0	24.0	2.11	0.0	
日本私立学校振興・共済事業団	1,455.5	31.0	2.13	0.0	
沖縄振興開発金融公庫	248.0	6.0	2.42	0.0	
日本政策金融公庫	8,202.5	170.0	2.07	2.0	注5⑩
日本年金機構	26,286.5	602.5	2.29	0.0	
全国健康保険協会	4,991.5	110.0	2.20	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 これらの法人においては,労働者数が48人未満であり,障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

5 ① 工業所有権総合情報・研修館においては、7月1日現在において、障害者の数2人、実雇用率1.59％、不足数0.0人となっている。

② 国際協力機構においては、11月15日現在において、障害者の数36人、実雇用率2.10％、不足数0.0人となっている。

③ 国立長寿医療研究センターにおいては、10月3日現在において、障害者の数9人、実雇用率2.14％、不足数0.0人となっている。

④ 農林漁業信用基金においては、11月1日現在において、障害者の数2人、実雇用率1.80％、不足数0.0人となっている。

⑤ 国立大学法人北海道教育大学においては、7月1日現在において、障害者の数12人、実雇用率1.96％、不足数0.0人となっている。

⑥ 国立大学法人秋田大学においては、7月1日現在において、障害者の数31人、実雇用率2.06％、不足数0.0人となっている。

⑦ 東京医科歯科大学においては、11月1日現在において、障害者の数45.5人、実雇用率2.11％、不足数0.0人となっている。

⑧ 東京海洋大学においては、10月1日現在において、障害者の数8人、実雇用率2.30％、不足数0.0人となっている。

⑨ 国立大学法人琉球大学においては、10月1日現在において、障害者の数40人、実雇用率2.18％、不足数0.0人となっている。

⑩ 株式会社日本政策金融公庫においては、9月15日現在において、障害者の数174人、実雇用率2.14％、不足数0.0人となっている。

6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。